

社会通念上相当な範囲を超えた言動の具体例等

【内容】

- 1 想定している行政サービス等を著しく超える要求
- 2 行政サービス等と全く関係のない、又は理由のない要求
- 3 対応が著しく困難な、又は不可能な要求
- 4 不当な損害賠償請求 等

【手段・態様】

- 1 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 2 精神的な攻撃（暴言、脅迫、侮辱、土下座の強要等）
- 3 威圧的な言動
- 4 継続的で執ような言動
- 5 不退去、居座り等の拘束的な言動 等

※1 「社会通念上相当な範囲を超えた言動」か否かの判断は、「内容」及び「手段・態様」に着目し、総合的に判断する必要があります。なお、「内容」又は「手段・態様」の片方のみで社会通念上相当な範囲を超える場合もあり得ます。

※2 行政サービス等に関する苦情、要望等の全てが「社会通念上相当な範囲を超えた言動」に該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上相当な範囲内で行われたものは、正当な苦情、要望等であることに留意する必要があります。